

(別紙様式)

業務改善の実施状況報告

組織名	水産庁漁政部加工流通課	連絡先	03-3502-8427
所管する業務の概要	水産物の安定供給の確保のため、水産物の産地から消費地に至るまでの流通、加工、消費に関する行政課題（流通・加工過程の効率化・高度化、水産物の品質の向上、消費の拡大、輸出入等）を担当		

1. 職員の基本的な心構え・行動について	
・これまでの取組実績及び現在実施している取組	・今後の課題とその改善策
※「業務再点検の実施方法について（平成21年8月3日農林水産省改革推進室事務連絡）」（以下「業務再点検の実施方法」という。）の公表用様式の1. 基本的な心構え・行動に分類される取組について記載する。 ・ 単に業の振興を図るだけでなく、水産物の品質管理、表示の適正化などの消費者の視点に立った行政課題にも取り組んでおり、両者の利益を一致させるような政策の展開を心がけている。 ・ 輸出入に関する申請窓口の配置を見直し、効率的に対応ができるよう環境を整えた。 ・ 来庁者が担当者を探して困っている状況がまま見られるため、挨拶をはじめとして、職員からの積極的な声がけに努めている。 ・ 申請に対しては、できる限り迅速に対応できるよう、各職員が処理期間の短縮に努めている。 ・ 事業者、消費者の双方から関心が高く問い合わせも多い水産物の表示に関して、「魚介類の名称のガイドライン」をHPにおいて公表している。	※現在の取組状況を踏まえ、今後の取組方針として、生じている課題とそれを解決するための改善策を具体的に記載する。 ・ 来庁者からのご意見等を踏まえ、引き続き業務の見直し・改善に努める。 ・ 水産物の加工・流通・消費に関するHPのコンテンツが少ない（水産物の市況の情報のみ）ため、取組事例の収集・公表などコンテンツの充実を図る。

2. 国民視点に立った業務の遂行について	
・これまでの取組実績及び現在実施している取組	・今後の課題とその改善策
※「業務再点検の実施方法」の公表用様式の以下の事項に分類される取組について記載する。 (政策・事業(業務)等の企画立案・推進に関する取組) ・ 施策や事業の実施に当たっては、直接、漁業者や事業者と関わるが多いため、職員が積極的に現場に足を運び、現場の「生の声」を収集してくるように取り組んでいる。 ・ 魚価の安定のように漁獲から流通・加工・消費に一貫して取り組むべき課題については、積極的に連携の強化を図っている。 ・ 事業の説明に際して分かりやすさに重点を置いた資料を作成するなど、事業の目的・効果について理解が進むような説明に取り組んでいる。 (リスク管理に関する取組) ・ 水産物の製造・加工／流通・販売段階において、有害物質の混入等の事件・事故が起こった場合には、「農林水産省食品安全緊急時対応基本指針」及び「製造・加工／流通・販売段階における食品安全に関する緊急対応実施指針」等を踏まえつつ、迅速な情報収集・共有化を図るとともに、必要に応じて事業者への注意喚起等を行っている。 ・ 国民視点確認月間に当たり、各職員がBSE問題や事故米問題のレポートを精読した。 (食の安全に関する取組) ・ 食の安全に関わる部署であるため、初めて携わる職員は、「食品の安全確保に関する研修」を受講し、食品安全行政についての理解を深めている。 ・ 流通・加工段階での衛生管理に関して、メールマガジンの活用などにより、新たな事例・知見の収集に努めている。	・ 各職員が現場にて得てきた知見が担当を超えて共有され、業務に活用されるよう、復命を徹底する。 ・ 当課の事業は漁業調整事務所や地方公共団体を経ずに実施されるが、これらの組織でも事業の目的・効果について理解を深めてもらうよう、様々な機会を通じて情報提供を行う。 ・ 過去の事件・事故を踏まえて、今後起こり得る事案を想定し、各担当で具体的にどのように対応するかを整理する。 ・ 引き続き、職員の食の安全に関する意識を高く保つよう努める。 ・ 直接に衛生管理を担当しない職員も、積極的な情報・知見の収集・蓄積に努める。

3. 業務を適切かつ円滑に遂行するための職場環境づくりについて	
・これまでの取組実績及び現在実施している取組	・今後の課題とその改善策
※「業務再点検の実施方法」の公表用様式の5. その他の重要な取組の内、部署用様式の5 円滑な組織運営の実現に分類される取組について記載する。 ・ 所管する業務の範囲が広く、各担当間で関わりあうことが少ないため、縦割りな業務運営とならないよう、課内会議等の場を通じて、課の政策の展開方向などの認識の一致を図っている。	・ 職員によって業務量の偏りが見られるため、限られた要員で効率的に業務を処理できるようなバックアップ体制を確立する。

4. その他の農林水産省改革を進めるための取組について	
・これまでの取組実績及び現在実施している取組	・今後の課題とその改善策
1. ～ 3. に分類できない取組があれば、この欄に記載する。 ・ 当課職員としての執務原則を定め、特定の者に利益を与える理由を納税者に説明できるかなどの視点から、執務に当たっての意識を高く持つように努めている。	・ 引き続き、職員の執務に当たっての意識を高く保つよう努める。